国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 2 年 7 月 13 日

「国道4 号富谷（とみや）地区電線共同溝 PFI 事業の実施に関する方針」を公表しました

～東北地方整備局 初の電線共同溝 PFI 事業～

東北地方整備局は、国道４号富谷地区電線共同溝 PFI 事業について、民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を策定しましたので、同条第 3 項の規定により公表しました。

公表資料については 7 月 13 日から 7 月 21 日までご意見・ご質問を募集いたします。詳細は東北地方整備局のホームページをご覧になって下さい。

※上記記載の関係法令は巻末をご参照下さい。

◎特定事業の概要、今後のスケジュール（予定）

詳細は、次の東北地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

http://www.thr.mlit.go.jp/road/pfi/index.html

◎特定事業の概要

・事 業 名：国道４号富谷地区電線共同溝ＰＦＩ事業
・事業方式：サービス購入型、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式
・事業内容：国道４号富谷地区電線共同溝ＰＦＩ事業の設計、整備、維持管理
・事業概要：別添資料のとおり
・意見・質問募集期間：令和２年７月１３日（月）～７月２１日（火）

【発表記者会】

宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

【 問合せ先 】
国土交通省 東北地方整備局 道路部 道路管理課
課 長 石津（いしつ） 健二（けんじ） （内線4411）
課長補佐 松本（まつもと） 章（あきら） （内線4412）
代表電話：022-225-2171 FAX：022-225-6988

【別添資料】

「国道4号富谷(とみや)地区電線共同溝PFI事業」の概要

1．事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号。以下「PFI法」という。）に基づくPFI手法を導入し、さらに本手法の地方公共団体への普及を図ることを目的として先行的に行うものである。

2．事業内容

国道4号富谷地区の無電柱化を進めるため、電線共同溝の設計、整備、維持管理を実施する。

3．事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名称：国道4号富谷地区電線共同溝PFI事業

場　　所：宮城県富谷市富谷仏所(ぶっしょ)～宮城県富谷市ひより台

整備延長：約0．9km（道路延長：約0．4km）

4．特定事業の概要

PFI手法（サービス購入型、BTO方式（Build-Transfer-Operate）方式）による、電線共同溝の設計、整備、維持管理

5．事業期間

事業契約の締結日から令和25年度まで（約24年間）

6．民間事業者の選定方法（予定）

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、総合評価落札方式により、選定することを予定している。

7．今後のスケジュール（予定）

令和2年　7月13日　　実施方針等の公表
令和2年　7月13日～設計図書等の閲覧
令和2年　7月13日
　　～　7月21日　　実施方針等に関する質問・意見の受付
令和2年　8月　5日　　実施方針等に関する質問回答の公表
令和2年　8月頃　　特定事業の選定の公表
令和2年　9月頃　　入札公告、入札説明書等の交付
令和2年10月頃　　入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和2年10月頃　　入札説明書等に関する質問回答の公表（第１回）
令和2年10月頃　　第一次審査資料の受付
令和2年11月頃　　競争参加資格確認結果の通知
令和2年11月頃　　入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和2年11月頃　　入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和2年12月頃　　入札説明書及び第二次審査資料の受付
令和3年　1月頃　　選定事業者の公表

8．事業対象位置図



出典：地理院地図に道路情報等を追記して掲載

＜参考：関連法令の抜すい＞

民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
（平成11年法律第117号）

（実施方針）
第五条　公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

３　公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（特定事業の選定）
第七条　公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）
第八条　公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。